

保険調剤ニュース	No.42	長野県薬剤師会発行
		平成 23 年 4 月 4 日

経腸栄養剤の適正使用に関するお願いについて

標記について、厚生労働省医政局経済課および同保険局医療課より日本薬剤師会長宛て連絡があったとの通知がありましたので、取り急ぎお知らせいたします。

東日本大震災の影響により、経腸栄養剤「エンシュア・リキッド」(250mL、缶入)および「エンシュア・H」(250mL、缶入)の製造が一時中断しているため、現在は「エンシュア・リキッド」(500mL、バッグ入)の増産や「エンシュア・H」の輸入・販売のほか、代替医薬品となる「ラコール配合経腸用液」(イーエヌ大塚製薬株式会社)の増産が行われているとのことです。

しかし、4~5月については最大2割程度分の不足となる状況が想定されることから、一時的な供給量減少による患者への影響を最小限とするために、在宅患者等へ優先的に使用することとするほか、薬局・医療機関においては、

経腸栄養剤(医薬品)の通常時を上回る在庫の保持を控えること。

当面は長期処方 of 自粛や分割調剤の考慮など、必要最小限の最適な処方・調剤を行うことが求められています。

なお、ここでは抜粋でのお知らせですので、通知全文については、日薬ホームページ(災害対策本部ホームページ)および本会ホームページ(東北地方太平洋沖地震および長野県北部地震に関する通知・情報)でご確認下さい。

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)

標記について、厚生労働省保険局医療課より日本薬剤師会長宛て連絡があったとの通知がありました。

同地震の被災に伴う調剤報酬等の請求方法については、平成23年3月31日付「保険調剤ニュースNo.41」等でお知らせしたところですが、今般、内容の説明が追加されました。

これまでの取扱いを変更するものではなく、「電子レセプトの記録に係る留意事項」については、変更がないことを申し添えます。

下線部分が今回追加された部分です。

通知全文については、日薬ホームページ(災害対策本部ホームページ)および本会ホームページ(東北地方太平洋沖地震および長野県北部地震に関する通知・情報)でご確認下さい。

【「厚生労働省保険局医療課 平成23年4月1日付 事務連絡」より抜粋】

1. 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したところのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。

保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。

なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。

上記の方法により保険者を特定できないものにあつては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区別してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

2. 医療機関の窓口において一部負担金の支払いを猶予したものに關する取扱いについて

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 15 日付 厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、一部負担金等の支払いを猶予された者については、当該猶予措置等の対象となる明細書と猶予措置等の対象とならない明細書を別様にして請求すること。

なお、猶予措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災 1」と記載するとともに、同一の患者について、猶予措置等に係る明細書と猶予措置等とならない明細書がある場合には、双方を 2 枚 1 組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、猶予措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災 2」と記載することとし、震災以前の診療に關する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、猶予措置等に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）に基づき、記載すること。

一部負担金等の猶予をしたときには、患者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療（特定疾患治療費研究事業【法別番号 51】などの「公費併用レセプト」となるもの。）の対象にならない。このため、一部負担金等の支払いを猶予した場合には、従来、公費併用レセプトとして請求する方のものであつても、明細書は医保単独として取扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。

入院分について、例えば月末に 3 月診療分の支払を一括して受けるような場合であつても、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、震災以降、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなつてからの診療分であることに留意すること。

また、外来分についても同様に、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなつてからの診療分であることに留意すること。

【参考】 被保険者証の記号・番号が不明で、かつ、一部負担金を猶予した場合には、不詳 災1 と記入することとなる。

【参考】 一部負担金とは、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額などをいう。

3．調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成23年4月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

4．レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。(電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。)

5．4月診療分及び5月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについて

4月診療分及び5月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについては別途連絡すること。